



2013～2014年度

# 中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2013～2014年度

国際ロータリー・テーマ

ロータリーを實踐し  
みんなに豊かな人生を  
Engage Rotary Change Lives

国際ロータリー会長

ロンD. バートン

国際ロータリー-2720地区 **中津平成ロータリークラブ**

会長 土居 孝信

幹事 長野 定生

会報担当 宇都宮 監浩

クラブ広報委員長 宇都宮 監浩

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

## 第1162回例会 平成26年4月24日(木)

●本日の例会プログラム ゲスト卓話「市長卓話」  
中津市長 新貝正勝氏

◎次回例会プログラム 会員卓話 国際ロータリー第2720地区  
地区研修協議会報告会



### 前回(1161回例会)の記録

平成26年4月17日(木)

#### ■ゲスト

#### ■ビジター

中野 登氏 (中津RC)

#### ■出席報告

会員数 24名

免除者数 2名

対象者数 22名

本日出席者 15名

欠席者数 7名

出席率 68.18%

#### ■1160回出席報告の修正

1160回欠席者 7名

メイクアップ 3名

欠席者 4名

修正出席率 68.18% → **81.82%**

#### ●メイクアップ

梶屋会員 (中津RC4/2)

加来会員 (中津RC60周年3/22)

浪治会員 (中津中央4/1)

#### ●欠席者

2013-14年度 国際ロータリー-第2720地区  
中津平成ロータリークラブ

基本方針「ロータリーを学び、友を広げ、ロータリーを楽しもう!!」  
スローガン「I LOVE なかつ平成ロータリー」

◎ロータリーソング それでこそロータリー

#### ◎会長の時間 会長 土居孝信

みなさん体調は、いかがでしょうか?春の天候は不順で一般的にも風邪などが流行しているようです。私の幼稚園でも嘔吐下痢症、風邪のようものが流行しています。これからおたふく風邪や水疱瘡が流行してくる時期ですが、大人も季節の変わり目は、体調を崩しやすくなりますのでご注意ください。

本日は、四つのテストについて話したいと思います。今から60年以上前の大恐慌のさなか、一人のロータリアンが4項目からなる簡明な倫理指針を考案しました。この指針は、窮地にあった彼の会社を救うのに役立ったのです。この指針が表現していた内容や信条はまた、ほかの多くの人たちに対しても、倫理的羅針盤を提供することになりました。やがて、国際ロータリーによって採用され、広く知れ渡ることになったこの四つのテストは、今日では、ロータリーの基本理念の一つとなっています。



四つのテストの創作者であるハーバートJ.テラーが苦境に陥った会社を再建するうえで会社の倫理訓を100語からなる文章をまとめ、その中から7項目を抽出しスタッフで検討した末4つのテストが誕生したようです。

この4つのテストを会社運営のすべての決済にてらし会社運営を全社員遂行して会社の立て直しに成功し優良企業となりました。

私は、入会当初何も心にとめることなく例会にてお題目を唱えていました。クラブ広報委員会に所属して週報の作成をしている際に自分の職場で置き換えて考えたことがきっかけで所属する団体や会の運営にも当てはめてみるようになりました。当たり前のことのようにですが損得勘定で決済することが意外と多いことに気づき悩むこともよくありますが運営指針として大切にしたいと思っています。

今回、四つのテストが企業運営の現場から誕生したことを知り非常に感銘を受けました。

#### ◎幹事報告 長野定生幹事

●例会変更 中津RC 4月30日(水) 休会、中津



「ロータリーを實踐し みんなに豊かな人生を」 “Engage Rotary Change Lives”



2013～2014年度

# 中津平成週報 Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2013～2014年度  
国際ロータリー・テーマ  
ロータリーを实践し みんなに豊かな人生を  
Engage Rotary Change Lives

中央RC 4月29日(火)、5月6日(火) 法定休会、5月13日(火)  
向笠公園清掃例会、別府北、別府東、宇佐八幡、大分、  
大分東、大分臨海、大分南、大分中央、大分1985、大分城西  
●週報受理 中津、中津中央、竹田、熊本平成

## ●幹事報告

- ・ガバナー月信4月号
- ・地区研修・協議会参加御礼
- ・次期広報・IT研修会開催のご案内
- ・奉仕活動についてのアンケートのお願い
- ・大分第一グループゴルフ大会開催のお知らせ
- ・花見例会集金 会員2,000円、三火会1,500円

## ◎その他報告事項

日田RC50周年記念式典の  
キャラバン  
(佐竹会員/日田RC)



## ◎本日のメニュー



## ◎ニコニコボックス

- 【**初倉会員**】事務所も変わり色々変わりました。
- 【**長野(定)会員**】先週は、欠席いたしました。
- 【**小野会員**】ランドリーと唐揚げ屋をオープンしました。久しぶりに魚以外の揚げ物を手伝いました。大変忙しく疲れました。
- 【**川崎会員**】本日、次期の委員会を開きます。無事、終わりますように。
- 【**黒瀬会員**】奥さんと食事に行きました。
- 【**土居会員**】大分県の私立幼稚園連合会の会長を引き受ける事となりました。
- 【**宇都宮会員**】たくさんのニコニコありがとうございました。

## ◎会員卓話

「身近な法律相談」

初倉了胤会員

### 第1 労働問題に関するご相談

#### 1 給料天引きの可否

会社が従業員さんにお金を請求できる場合であっても、従業員さんがあらかじめ給料から天引きして弁済することに同意している場合でなければ、会社が一方的に給料から天引きして支払わせることはできません。

労働基準法上、給料から天引きできるのは税金などの公租公課や社会保険料だけです。会社の判断で給料からの天引きをすることはできないのが原則です。

例外的に、従業員さんの同意があれば、給料からの天引きによる支払いを認めることは可能です。ただし、後でトラブルになる可能性がありますので、給料からの天引きによる弁償を従業員さんが口頭で同意し、あるいは従業員さんからの依頼があったとしても、給料からの天引きに同意していることをきちんと書面で明らかにしてもらわなければなりません。

労働基準法違反については、刑事的な制裁の可能性もあるので、特に慎重に対応すべきです。

#### 2 残業代(年俸制)

年俸制にした場合であっても、時間外労働があった場合には、残業代を支払う義務があります。

#### 3 残業代(管理監督者)

そもそも労働基準法上の管理監督者として認められるのは、取締役などに近い職責・待遇を得ている人に限られており、一般的にはなかなかあてはまらないのですが、仮に管理監督者にあてはまる場合であっても、午後10時から午前5時までのいわゆる深夜残業をした場合には割増賃金を支払う必要があります。

#### 4 有給休暇(時季変更権)

有給休暇の取得を請求された場合には、有給休暇の取得自体を拒否することはできませんが、たとえば繁忙期に取得を請求され、業務や人員を調整しても休暇を取得されると会社の業務に支障が生じてしまう場合には、会社の業務の都合がつけられる時期に取得するよう会社の判断で有給休暇の取得時期の変更を求めることができます。

#### 5 有給休暇(時間単位)

有給休暇の取得率を向上させるために、時間単位の有給休暇を認めることは可能ですが、従業員代表者や労働組合と合意を結んでいる場合に年5日を超えない範囲でのみ、労働基準法上の有給休暇の行使として認められることとなります。

### 第2 遺産分割に関するご相談

#### 1 遺産分割の対象となる財産

基本的に、遺産分割協議に加わることができる法律上の相続人全員が同意している場合には、遺産分割の対象となる財産は、相続人の方々が自由に決定できます。不幸にして、協議をしている相続人間で遺産分割の対象となる財産の範囲について争いがある場合が問題です。

預貯金は、最高裁の判例上、被相続人(遺産分割の対象となっている財産を持っていた方)が亡くなったときに当然に法律上の相続分で分割されていることとされています。要するに、相続人は、被相続人が亡くなったことと法律上の相続人であることを証明できれば、金融機関にある被相続人の預貯金を引き出すことができるというのが、最高裁の考え方です。ただし、このような取扱い、一般的な金融機関の実務とは異なります。実際には、引き出しに応じてもらえることはまれでしょう。

そのため、遺産分割の対象となる財産に一般的な預貯金は含まれないと裁判所は考えます。(金融機関の実務を踏まえるとおかしいのですが…) 相続人の方々は、金融機関に対して引き出しを請求できるのであるから、遺産として再度分ける必要性がないという理屈になるわけです。

生命保険金については、一般的に遺産には含まれないと考えられており、葬儀費用についても当然に相続債務となるわけではないと考えられています。

#### 2 特別受益

生計の資本となる生前の贈与があった場合には、遺産分割の例外的な場合として、具体的な相続分を計算するうえで、計算上は生前の贈与分の遺産分割があったものとして扱います(これを「特別受益」といいます)。したがって、特別受益にあたる分は遺産分割を受けられないこととなります。

特別受益に学資が含まれるかについては、特別に多額の費用が掛かったなどのよほどの事情がない限り特別受益とはならないと考えられています。